

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件： 6－(2) 自己情報開示請求等の対応（開示決定等の期限等について）

該当条項	・条 例（第21条） ・改正法（第83条、第84条）
条例規定の許容範囲	許容される。（開示決定等の期限について） 許容されない。（期限の起算日の計算について）
検討結果	開示決定の期限について、現行の条例と同一の期間を維持するため条例規定する。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例 の比較	規定の概要： <u>1. 開示決定等について</u> (1) 期限 条例第21条第1項では、実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない、と規定している。 (2) 延長 条例第21条第4項では、4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる、と規定している。 (3) 特例延長 条例第21条第5項では、開示の請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる、と規定している。
	<u>2. 訂正の請求に対する決定等について</u> (1) 期限 条例第31条第1項では、実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をしなければならない、と規定している。 (2) 延長 条例第31条第4項では、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り

	<p>延長することができる。</p> <p>(3) 特例延長 条例第31条第5項では、第21条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する、と規定している。</p> <p><u>3. 利用停止の請求に対する決定等について</u></p> <p>(1) 期限 条例第38条第1項では、実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない、と規定している。 (2) 延長 条例第38条第4項では、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる、と規定している。 (3) 特例延長 条例第38条第5項では、第21条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する、と規定している。</p> <p><u>4. 期限の起算日の計算について</u></p> <p>条例第21条第1項では、「当該開示の請求があった日から起算して」、と規定している。</p>
改正法	<p>規定の概要：</p> <p><u>1. 開示決定について</u></p> <p>(1) 期限 法第83条第1項では、開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内になければならない、と規定している。 (2) 延長 法第83条第2項では、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる、と規定している。 (3) 特例延長 法第84条では、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる、と規定している。</p> <p><u>2. 訂正の請求に対する決定等について</u></p> <p>(1) 期限 法第94条第1項では、前条各項の決定は、訂正請求があった日から三十日以内になければならない、と規定している。 (2) 延長 法第94条第2項では、前項の規定にかかわらず、行政機関</p>

	<p>の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる、と規定している。</p> <p>(3) 特例延長 法第95条では、行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる、と規定している。</p> <p>3. 利用停止の請求に対する決定等について</p> <p>(1) 期限 法第102条第1項では、前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない、と規定している。</p> <p>(2) 延長 法第102条第2項では、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる、と規定している。</p> <p>(3) 特例延長 法第103条では、行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる、と規定している。</p> <p>4. 期限の起算日の計算について</p> <p>法第83条第1項では、「開示請求があった日から」、と規定しており、起算日については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算、としている。（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）より）</p>																																																									
比較結果	<p>○開示決定の期限について、条例では15日以内、法では30日以内としている。</p> <p>【条例と法の開示決定等の期限と延長期限の比較】</p> <table border="1" data-bbox="371 1043 996 1257"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">開示</th> <th colspan="3">訂正</th> <th colspan="3">利用停止</th> </tr> <tr> <th>期限</th> <th>延長</th> <th>特例延長</th> <th>期限</th> <th>延長</th> <th>特例延長</th> <th>期限</th> <th>延長</th> <th>特例延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条例</td> <td>15日</td> <td>30日</td> <td>相当の</td> <td>30日</td> <td>30日</td> <td>相当の</td> <td>30日</td> <td>30日</td> <td>相当の</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計45日</td> <td colspan="3">期間</td> <td colspan="3">計60日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法</td> <td>30日</td> <td>30日</td> <td>相当の</td> <td>30日</td> <td>30日</td> <td>相当の</td> <td>30日</td> <td>30日</td> <td>相当の</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計60日</td> <td colspan="3">期間</td> <td colspan="3">計60日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特例延長について、条例、法共に「相当の期間」としている。</p> <p>○特例延長の条件について、条例では、「開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため」としており、法では、「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であ</p>		開示			訂正			利用停止			期限	延長	特例延長	期限	延長	特例延長	期限	延長	特例延長	条例	15日	30日	相当の	30日	30日	相当の	30日	30日	相当の	計45日			期間			計60日			法	30日	30日	相当の	30日	30日	相当の	30日	30日	相当の	計60日			期間			計60日		
	開示			訂正			利用停止																																																			
	期限	延長	特例延長	期限	延長	特例延長	期限	延長	特例延長																																																	
条例	15日	30日	相当の	30日	30日	相当の	30日	30日	相当の																																																	
	計45日			期間			計60日																																																			
法	30日	30日	相当の	30日	30日	相当の	30日	30日	相当の																																																	
	計60日			期間			計60日																																																			

	<p>るため」としている。</p> <p>○期限の起算日の計算について、条例は「開示の請求があった日から」としており、法では「開示請求があった日の翌日から」としている。</p>
--	--

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>条例と法において、開示決定の期限、特例延長の条件、期限の起算日の計算が異なることから、これらについて対応を検討する。</p>															
検討事項	<p>検討事項1：開示決定の期限について</p> <p>法第108条では、この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない、と規定している。</p> <p>また、国からは、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることが可能である、と示されている。（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け））</p> <p>以上を踏まえ、開示決定の期限について、条例では15日以内、法では30日以内と異なることから、期限について検討する。</p> <p>1. 現在の運用状況の確認</p> <p>（1）開示決定に要する平均の日数</p> <p>開示決定に要する日数について確認を行った。</p> <p>過去4年間の開示決定までの平均日数は、11.8日であった。</p> <p>【決定に要する平均日数（※口頭開示決定分を除く）（令和4年3月7日現在）】</p> <table border="1" data-bbox="1469 1015 2063 1214"> <thead> <tr> <th>請求年度</th> <th>開示決定件数</th> <th>決定平均日数 (小数点第二位を四捨五入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>32件</td> <td>12.4日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21件</td> <td>9.9日</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>24件</td> <td>12.3日</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>19件</td> <td>12.4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※口頭開示について・・・条例第25条に規定する開示の請求の特例によるもの。現在、本市において、口頭により開示の請求ができる保有個人情報は、「職員採用試験の採点結果」である。</p> <p>（2）期限の延長の件数</p> <p>期限の延長の件数について確認を行った。</p> <p>各年度の期限の延長件数は年1～2件であった。</p>	請求年度	開示決定件数	決定平均日数 (小数点第二位を四捨五入)	平成30年度	32件	12.4日	令和元年度	21件	9.9日	令和2年度	24件	12.3日	令和3年度	19件	12.4日
請求年度	開示決定件数	決定平均日数 (小数点第二位を四捨五入)														
平成30年度	32件	12.4日														
令和元年度	21件	9.9日														
令和2年度	24件	12.3日														
令和3年度	19件	12.4日														

【期限の延長及び延長の特例の件数（※口頭開示決定分を除く）（令和4年3月7日現在）】

請求年度	開示決定件数	期限の延長件数	延長の特例件数
平成30年度	32件	2	0
令和元年度	21件	1	0
令和2年度	24件	1	0
令和3年度	19件	0	0

2：県内市町村の検討状況

県市町村情報公開・個人情報保護研究会（令和4年1月25日）による県内市町村の検討状況は次のとおり。

【開示決定等の処理期限について（県を含む県内市町村34自治体中）】

現行条例のままとする	14自治体
法に合わせる	0自治体
検討中	4自治体

※未回答自治体あり

3. 情報公開制度との整合

情報公開制度においても、情報公開請求に係る決定について、当該公開請求のあった日から起算して15日以内に、決定を行わなければならないことを情報公開条例第10条で定めている。

よって、請求者の混乱を招かぬよう、請求に係る決定期限について、情報公開制度との整合を図るよう考慮する必要がある。

検討事項2：特例延長の条件について

特例延長の条件について、条例と法で規定が異なることから検討を行う。

- 条例では、「開示の請求に係る保有個人情報著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため」としている。
- 法では、「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため」としている。

法第124条第2項で、保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有さ

れていないものとみなす、と規定されている。

検討事項3：期限の起算日の計算について

期限の起算日の計算について、条例と法で計算方法が異なることから検討を行う。

- 条例第21条第1項では、「当該開示の請求があった日から起算」、と規定している。（初日算入：請求があった日を1日目とカウント）
 - 法第83条第1項では、「開示請求があった日から」、と規定しており、起算日については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算、としている。（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）より）
- （初日不算入：請求があった日を0日目とカウント）

国からは、「期間計算の方法については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。」（個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）Q5-6-2）と示されている。

条例規定の必要性

必要

茅ヶ崎市における対応の方向性（検討事項の結論）

「検討事項1：開示決定の期限について」の結論

個人情報開示請求は、行政機関が保有する保有個人情報について、自己を本人とする情報の所在や取扱い等を確認するための制度であり、速やかに開示をするか否かの決定が求められるものである。

本市においては、開示請求にあたり、平均約12日の期間で決定ができていくこと、また、期間延長を必要とするものは年1～2件であることから、開示の請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定ができていく。

また、開示決定の期限については、改正法においても条例と同様に、特例延長の規定が設けられていることから、法改正後、本市の条例において、現行の条例と同様に期日を短く規定としたとしても、「開示請求に係る個人情報著しく大量である」場合には特例延長の規定の適用により最終的な期限を「相当の期間」とできるため、実務上の影響はないものと考えられる。

以上のことから、開示決定の期限については、15日以内とする。

	<p>「検討事項 2：特例延長の条件について」の結論</p> <p>条例で規定する「当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため」について、法においては、特例延長の条件として直接の規定は無いが、第124条第2項において、「まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」について適用除外規定を設けており、開示請求の対象から除外することとされている。このことから、当該特例延長の条件について、法の規定がないことによる支障はないものと考えられる。</p> <p>なお、本市においては茅ヶ崎市公文書等管理条例において行政文書の適切な管理が規定されているところであり、本市の保有する行政文書については全て「分類その他の整理」が適切に行われている想定である。</p> <p>「検討事項 3：期限の起算日の計算について」の結論</p> <p>民法に基づき初日不算入とする計算方法とすることとし、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」等の規定とする方向で検討する。</p> <p>また、情報公開請求に係る公開決定の期限に規定についても、個人情報保護条例の規定と整合を図り、「公開請求があった日の翌日から起算して14日以内」等の規定とする方向で検討する。</p>
--	--

3. 比較対象条文

<p>個人情報の保護に関する法律</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等</p>
-----------------------------	--

	<p>は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 訂正決定等をする期限</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>百零二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>百零三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間</p>
--	--

	<p>内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 利用停止決定等をする期限</p> <p>第五款 条例との関係</p> <p>第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p> <p>2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。</p>
<p>茅ヶ崎市個人情報保護条例</p>	<p>(開示の請求に対する決定等)</p> <p>第21条</p> <p>実施機関は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の決定をしたときは、その旨を開示請求者に書面により通知しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき（前条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示の請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な</p>

	<p>理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 開示の請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示の請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示又は不開示の決定をする期限</p> <p>(訂正の請求に対する決定等)</p> <p>第31条 実施機関は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 第21条第5項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。</p>
--	---

	<p>(利用訂正の請求に対する決定等)</p> <p>第38条 実施機関は、利用停止の請求があったときは、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第18条第3項の規定による補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者にその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 第21条第5項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示又は不開示の決定」とあるのは「利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。</p>
--	---

4. 参考資料

<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編） P. 48～P. 49</p>	<p>7-1-8 開示請求に対する措置等</p> <p>行政機関の長等は、原則として開示請求があった日から30日以内（法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない（法第82条第1項及び第2項並びに第83条第1項）。</p> <p>開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。</p> <p>また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報の</p>
--	---

	<p>うちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（法第84条）。</p> <p>開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各行政機関の長等は、同法第8条の規定に基づき処分理由を示す必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う開示決定等も、法の規定に基づき行うものであることから、同法第8条の適用がある点に留意が必要である。</p> <p>また、各行政機関の長等は、開示決定等において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け） P. 225～P. 230</p>	<p>6-1-5-1 開示決定等を行う期限（法第83条第1項）</p> <p>開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から30日以内に、「保有個人情報の全部又は一部を開示するか」「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならない。</p> <p>なお、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に開示決定等を行う必要がある。</p> <p>(1) 起算時点</p> <p>「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が相手の支配領域に入った日をいう（宛先間違いの開示請求を正しい宛先に回送した場合の取扱いについては、6-1-2-1 (2)（開示請求の宛先が正しいかどうか。）を参照のこと）。</p> <p>(略)</p> <p>① 行政機関等に来所して開示請求を行う場合</p> <p>この場合には、開示請求者が行政機関等に来所して開示請求書を提出した日が「開示請求があった日」となる。</p> <p>② 開示請求書を行政機関等に送付して開示請求を行う場合</p> <p>この場合には、開示請求書が事務所に配達された日が「開示請求があった日」となる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 期間計算</p> <p>民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日となる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数</p>

(※) は算入されない。

(※) 補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。
なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正書の発送等を行った日をいう。

6-1-5-2 期限の延長（法第83条第2項）

開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができる（法第83条第2項）。

なお、条例に規定することにより延長できる日数を30日より短い日数とすることができる。この場合には、当該日数以内に限り(※)その期限を延長することができる。

(※) 開示決定を行う期限を、法が定める30日（法第83条第1項）より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。

(1) 開示請求者への通知

期限を延長する場合には、開示請求者に対して、遅滞なく、書面（標準様式第2-5）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から30日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者になされることを望ましい。

（略）

(2) 延長後の期間

「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。なお、併せて開示決定等の期限についても具体的な年月日を記載する。

(3) 延長の理由

「事務処理上の困難その他正当な理由」は、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

したがって、延長の理由としては、例えば、開示請求に係る保有個人情報の量が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることといった事情を記載する。

6-1-5-3 期限の特例（法第84条）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日

から30日以内はもとより、法第83条第2項の規定に基づく期限の延長（30日以内）を行ったとしても、当該期限内（60日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、法第84条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、60日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの分であることに留意する。

(1) 開示請求者への通知

特例規定を適用する場合には、開示請求者に対して、書面（標準様式第2-6）により、特例規定を適用する旨、その理由及び60日以内に開示決定等できないと考えられる残りの保有個人情報についての開示決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、開示請求があった日から30日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者になされなければならない。

（略）

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。「この規定を適用する理由」としては、本条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」であることを踏まえ、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことが必要である。

(3) 延長の理由

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるかどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。

また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じていると解される。

6-1-5-4 期限についての留意点

開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、開示請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-4-1-1(2)（不作為についての審査請求）を参照のこと。）。

	<p>なお、6-1-5-1（開示決定等を行う期限）及び6-1-5-2（期限の延長）のとおりに開示決定等を行う期限は法定されており、当該期限（※）が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。</p> <p>（※）条例において、法が定める開示決定等の期限を短縮している場合には、当該条例の定めによる期限による。また、6-1-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に開示決定等がされなかった部分について、開示決定等がされるべき相当な期間が経過した後、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）P.15～P.16</p>	<p>Q5-6-1</p> <p>法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。</p> <p>【回答】</p> <p>法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限について開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で、30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても30日以内の任意の期間とすることは認められます。</p> <p>もともと、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。</p> <p>なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。</p> <p>Q5-6-2</p> <p>開示決定等の期限に係る初日の算入又は不算入といった期間計算の方法について、法とは異なる内容を法施行条例で規定することはできるか。</p> <p>【回答】</p>

	<p>期間計算の方法については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。</p>
--	--